

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 5 月 23 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉川 昌孝
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

経費否認の事例【国税不服審判所裁決】

今回は、個人事業主である開業医（以下、請求人という。）が必要経費に算入した「接待交際費」及び「旅費交通費」の各費用が、業務上必要なものと認められず、必要経費に算入することができないとされた、国税不服審判所の裁決事例を一部抜粋してご紹介いたします。

《要旨》 請求人は、必要経費に算入した接待交際費及び旅費交通費の各費用は、業務の遂行上必要なものであるから、必要経費に算入されるべきであると主張しましたが、所得税法に規定する「販売費、一般管理費及びその他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」は、単に業務と関連があるというだけでなく、客観的にみてその費用が業務と直接の関係を持ち、かつ、業務の遂行上必要なものに限られています。よって、請求人が必要経費であると主張する上記費用は、業務の遂行上必要なものと認められないから、必要経費に算入することはできないとされました。

《主な争点》

①同業者との飲食代

請求人は以前に勤めていた病院の医師らとの飲食代について、医療関係者から最新の医療情報を得ることは、業務遂行上必要なものであると主張しました。しかしながら、この医師らに日頃から接待することで、将来、患者の紹介を受けたり有益な情報を得るなど医院経営に有益なことがあると期待されることがあるとしても、この医師らとの会食代が、専ら業務の遂行上必要であるとまでは認めることはできないとされ、また、これらの費用の中には家事費が含まれていると認められるから、この費用は家事関連費に該当し、そのうち業務に必要な部分が明らかに区分されていないことから、全額を必要経費に算入することはできないとされました。

②知人との飲食代

請求人は、知人との飲食代について、看護師の紹介を受けた際の費用であるから、この費用は業務と直接関係を持ち、業務の遂行上必要なものであると主張しました。しかしながら、この飲食代は知人とのものであり、請求人との業務上の取引がないことからすると、この知人に対する飲食代は、私的な交際に基づく飲食代と認められる。したがって、この飲食代は家事費に該当するから、必要経費に算入することはできないとされました。

③接待交際の相手方が不明な費用

請求人が接待交際の相手方が特定できなかった飲食代及び送り先が明らかでないお中元代について、請求人は、審判所に対しても、これらに関する具体的な内容を明らかにすることができず、業務との関係性を説明することができないのであるから、客観的に見て、開業医の業務の遂行上必要な支出とは認められないとされました。

④タクシー代

請求人は、タクシーは業務に関する備品等の購入のための移動手段であることを理由として、タクシー代は業務に関連する支出であると主張しました。しかしながら、請求人は、事業用車両を保有していることに加え、審判所に対し、タクシー代が請求人の業務に必要とされる具体的な理由を明らかにしていないことから、このタクシー代は、請求人の業務の遂行上必要なものとは認められず、必要経費に算入することはできないとされました。

⑤眼鏡の購入費用

請求人は、購入した眼鏡は業務専用を使用するものであることを理由として、業務に関連する支出であると主張しました。しかしながら、請求人が購入した眼鏡は請求人が日常使用する眼鏡と同様の度付きの眼鏡であり、業務用に特別な仕様を施したようなものではないから、業務専用を使用するものとはいえず、その費用は家事費に該当し、必要経費に算入することはできないとされました。

《まとめ》 上記の争点からも分かるように、所得税法は家事費を必要経費とは認めていません。さらに、ある支出が家事費であるかそれとも事業上の経費であるか明確に区分できない場合は、その両方の要素をもっている支出を家事関連費とし、原則としてこれも経費に算入することを認めていません。しかし、明確に区分することができ、かつ、業務の遂行上必要と認められる一定部分に限ってはこれを必要経費に算入することを認めています。また、所得税法に規定する「販売費、一般管理費及びその他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」とは、業務の遂行上生じた費用、すなわち業務と関連のある費用をいいますが、単に業務と関連があるというだけでなく、客観的にみてその費用が業務と直接の関係を持ち、かつ、業務の遂行上必要なものに限られるとされています。なお、説明のつかない費用はもちろん経費とはなりません。経費否認されず正しい申告を行うためには、普段から、接待の相手先や理由等を正しく記帳し、家事費と事業上の経費を明確に区分することで「業務の遂行上必要なもの」であるという証拠を残していくことが必要となります。